

虐待防止の指針

1. 法人、事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、利用者の虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わないこととする。

- ① 身体的虐待： 障がい者の身体に外傷を生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待： 利用者においていせつな行為をすること、又は利用者をしていせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待： 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置： 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待： 利用者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

なお、虐待防止委員会では、身体拘束等の適正化への組織的対応を図ることを目的に身体拘束等の適正化についても検討を行う。

■虐待防止委員会

- ①虐待防止委員会の委員長は、法人の理事長とする。
- ②虐待防止委員会の委員は、各事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。（以下、委員という）
- ③虐待防止委員会は、年3回以上、開催する。
- ④虐待防止委員会は議事録を整備する。
- ⑤虐待防止委員会においては、以下の内容等について協議する。
 - ・虐待防止のための指針の整備に関する事
 - ・虐待防止のための研修の内容に関する事
 - ・虐待防止のための職場環境及び労働条件等の整備に関する事
 - ・虐待防止のためのマニュアル等の運用に関する事
 - ・虐待及びその疑いが発生した場合、その原因等の分析と再発防止対策に関する事
 - ・身体拘束等適正化に関する事

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。
- (2) この指針に基づく研修は年に 1 回以上実施するとともに、新規職員採用時には必ず虐待の防止のための研修を行い、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。

4. 事業所内で虐待が発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに船橋市に報告するとともに、その要因の除去に努める。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、船橋市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- (3) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (4) 委員は、虐待の実態、経緯、背景等を調査し、虐待防止委員会において、調査内容の報告、再発防止策について検討を行う。
- (5) 虐待防止委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査又は再検討を委員に指示する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知した職員は、それに係る確認や委員への報告を行う。
- (2) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は委員へ報告を行い、委員は、苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。
虐待者が委員の場合は、上席者が委員を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (3) 委員は事業所責任者及び船橋市に第一報として報告を行うとともに、事業所責任者は家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝えるものとする。
- (4) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて家族等および船橋市に報告する。
また、必要に応じ、関係機関や他の利用者等に対して説明と報告を行う。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

7. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

附則

- (1) この指針は、特定非営利活動法人くーおんが運営する障害児通所支援事業所が行う放課後等デイサービス事業並びに児童発達支援事業において適用される。
- (2) この指針は、令和4年4月1日より施行する。